

マニフェスト管理 ～マニフェスト交付が不要な場合～

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合、「マニフェスト」という管理票を交付する必要があります。法律上、マニフェストの交付は義務とされていますが、例外として交付しなくてもよい場合がいくつかあります。今回は、中でも比較的使用する頻度が高い場合についてご紹介します。

マニフェスト交付が不要な理由

マニフェストの交付が不要なケースはいくつかありますが、共通しているのは「再生利用されることが確実な場合」と読み取ることができます。例えば、国や地方自治体に直接産業廃棄物の処理を委託する場合や、環境大臣が認定する再生利用認定業者や広域処理認定業者に委託する場合です。

本来マニフェストは、「自分が排出した産業廃棄物が、いまだどこにあってどのような処理をされているか？」をトレースするためのものなので、再生利用されることが確実な場合は交付を不要とする考えは妥当だと思います。但し、あくまで“交付が不要”なだけであり、交付すること禁止している訳ではありません。むしろ、適正管理の観点から言えば、自社書式でもよいので、何かしら履歴が残る形で管理を行うことが望ましいと思われる。

マニフェスト交付が不要なケース紹介

マニフェストの交付が不要な場合は大きく11のケースに分けられますが、中でも比較的使用頻度の高い4つをご紹介します。

マニフェスト交付が不要なケース	排出事業者自ら廃棄物を処理する場合	専ら物の処理業者に処理委託する場合	再生利用認定業者に処理委託する場合	広域認定業者に処理委託する場合
	<p>産業廃棄物を排出する「排出事業者」が自分で処理設備を揃え、自分の廃棄物を処理する場合は、マニフェストの交付が不要です。</p> 	<p>専ら物とは、法律上「専ら再生利用される産業廃棄物」と定義されています。具体的には、①古紙、②くず鉄（古銅等を含む）、③あきびん類、④古繊維が該当します。</p> 	<p>環境大臣の認定を受けた「再生利用認定業者」に処理を委託する場合は、マニフェスト交付が不要です。対象となる品目は、「廃ゴム製品」や「廃肉骨粉」などです。 参照：CSRニュースvol.21</p> 	<p>環境大臣の認定を受けた「広域認定業者」に処理を委託する場合は、マニフェスト交付が不要です。対象となる品目は、「パソコン」「消火器」などです。 参照：CSRニュースvol.20</p> 
取り扱いはポイント	<p>次回以降で解説しますが、排出事業者自ら産業廃棄物を処理する場合でも、帳簿の記載は必要となります。また、廃棄物処理法第15条で定められた処理施設を設置する場合は、設置許可が必要となります。排出事業者自ら処理するからといって、何でも免除される訳ではない、という点に注意が必要です。</p>	<p>専ら物を専門に処理する業者は、収集運搬業や処分業の許可が不要とされているので、許可の無い業者に委託するからといって、法律違反にはなりませんので安心してください。但し、マニフェストは不要でも「処理委託契約書」は必要となるので、注意が必要です。</p>	<p>再生利用認定業者に処理を委託する場合は、マニフェスト交付は不要とされています。但し、環境省が指定する対象商品を委託することが必要になります。また、マニフェスト交付は不要ですが、「処理委託契約書」の締結は必要となるので、ご注意ください。</p>	<p>広域認定業者に処理を委託する場合は、マニフェスト交付は不要とされています。但し、環境省が認定した産業廃棄物のみが対象となります。また、マニフェスト交付は不要ですが、「処理委託契約書」の締結は必要となるので、ご注意ください。</p>

🕒 今月のコラム ～パン系ヒーローを廃棄物の視点で検証する～ 🕒

子供に人気の顔を取り替えることで強くなる某食品系ヒーローですが、彼の顔を取替える行為は廃棄物処理法に抵触しないのか、CSR担当の私見を存分に交えながら検証してみました。少し内容のボリュームが多いので、数回に分けていろいろな角度から検証してみようと思います。

【検証①】 当該行為が廃棄物処理法第16条で禁止している「不法投棄」に該当するか？

【考察】 まず最初に思いついたのが「不法投棄」です。不法投棄を禁止する条文には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされています。「何人」を辞書で引くと「いかなる人も」とあります。つまり、動物は対象としていないということです。顔を取り替えるシーンを見ると、人間の女性が顔を投げているので、この部分は該当します。次に「みだりに」ですが、“身勝手に”という意味が含まれています。身勝手かどうかは社会通念を鑑みて判断されるのですが、今回のケースの動機は、「人々に害を与える悪をこらしめるため」という大義名分があるので、“身勝手”ではないと思いますが、週に1回のペースで捨てられることについては意見が分かれるのではないのでしょうか。最後に「捨てる」ですが、今回のケースの場合は、前述のように「悪をこらしめるために仕方ない行為」だと思われます。また、いったん体を離れただけでパンはすぐには腐らないので、事後にすぐに回収しているのであれば、まだパン自体の有用性が確保されているので、廃棄物自体に該当しない可能性が高いと思われます。

【結論】 ヒーローの今後の活躍を期待して、今回のケースは「不法投棄には該当しない」と思われます。



CSR担当
リサイクマ